バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書 「銀行勘定の金利リスク」について

2015年6月 金融庁

1. 銀行勘定の金利リスクとは

- 〇 銀行における業務は、<u>貸出や預金を中心とした取引を経理する</u> 銀行勘定と、金利等の変動による短期的な売買差益の確保を目的 に行う取引を経理するトレーディング勘定に分類される。
- 〇 銀行勘定の金利リスクとは、<u>金利水準の変動により、銀行勘定の</u> <u>資産・負債の市場価格あるいは収益が変動することにより生じるリ</u> スク
- 〇 銀行勘定は、基本的に資産の長期保有等を目的とした業務を行っており、規制上も、金利の変動などによる市場価格の変化 (=金利リスク)よりも貸倒れのリスク(=信用リスク)が重視 されてきた。これまで、このような金利リスクについては、第2の柱 (監督上の取扱い)で対応(日本では監督指針により対応)。
- 一方で、トレーディング勘定では金利リスクは自己資本比率の分 母としての取扱い。

金利上昇が銀行のバランスシートに与える影響(典型的な事例)

資産の現在価値 資産の現在価値 負債の現在価値 負債の現在価値 100 60 90 55 •貸出金 •預余 (10%下落) (8.3%下落) (法人向け) (普通預金) (住宅ローン) (定期預金) 金利上昇 •有価証券 資本の現在価値 (国債) (経済価値) 35 (仕組債) 資本の現在価値 (経済価値) 40 ※一般的に銀行の資産の満期 は長く、負債の満期は短い。 資産価値から負債価値を引いた バランスシートから得られる金利 資本の経済価値が下落 収益が増加し、資本が増加

(参考)バーゼル規制の枠組み(3本の柱)

銀行の健全性確保のため、銀行が有する資産や直面するリスクの性質等に応じて、以下の3本の柱により銀行のリスクを管理。

最低所要自己資本 第1の柱 →銀行が抱えるリスクに応じ、銀行に一律に自己資本 を備えさせる。 (資本賦課) 自己資本 ≥8% 信用リスク+市場リスク+オペリスク 銀行の自己管理と監督上の検証 第2の柱 →各銀行が抱えるリスクを銀行自ら把握し、自己資本 戦略を策定。 (監督上の取扱い) ⇒監督上、個々の銀行の状況に応じて対応。 情報開示を通じた市場規律の活用 第3の柱 ⇒自己資本比率や、銀行が抱えるリスク及びその管理 (開示) 状況等を開示。

2. バーゼル委による市中協議(パブコメ)

〇 経緯

- バーゼル委員会において、①トレーディング勘定との間の規制の 平仄、②将来の金利上昇に対する備えの観点から、2013年4月から 検討を開始。
 - ※ 本検討は、銀行の国債保有に焦点を当てたものではない。

〇市中協議

- 議論の結果、バーゼル委において①リスク量の計測を定式化し、自 己資本比率の分母に勘案する1柱案及び②現行の監督枠組みは維 持しつつ監督対応を明確化・透明化した2柱案の両論併記による市 中協議が合意され、今回、市中協議(パブコメ)を開始。
- コメント期間は3ヶ月(2015年9月11日期限)
- 市中からのコメントや定量的影響度調査の結果を踏まえ、 <u>秋以降検討が再開</u>される予定。(最終化の時期は未定)

(注)バーゼル委は、今回の案の適用対象を国際的に活動する銀行と想定。

1柱案の概要

⇒ リスク量の計測を定式化(標準的手法)し、自己資本比率の分母に勘案する。

市中協議では、金利リスクの計測手法の適切性及び結果的に求められる資本の水準の十分性について特に意見が求められている。

(1)基本的な枠組み

- <u>資産・負債の両サイドを勘案</u>し、資産と負債の金利リスク量のネット・アウトを認める(資産については、国債等 のみならず貸出金等も対象)。
- 実際のリスク量の計算にあたっては、複数のオプションが提示されており、経済価値だけではなく、期間収益も 勘案される案が含まれている。

(参考)経済価値アプローチと期間収益アプローチの比較

	概要
経済価値(現在価値)アプローチ	現時点の資産・負債を対象に、そのキャッシュフローの現在価値の変化を把握
期間収益アプローチ	将来にわたる資産・負債を想定し、そのキャッシュフローのリスクを把握

(2)金利ショック

- 水準=「各国通貨別」の金利水準×「グローバル」の金利変化率。
- パラレルシフト、スティープ化など、<u>6つのシナリオで計算し、最大損失を採用。ただし、下限(現在の想定は1%)、上限(3%以上の水準で検討中)を設置。</u>
- (3)コア預金(流動性預金のうち、実態としては引き出されることなく長期間滞留する預金)
- コア預金額=流動性預金額×安定的な預金の率×(1-追随率)。(注)追随率とは、市場金利の変化の預金金利への反映率。
- 安定的な預金の率及び追随率は一定の制約の下、各金融機関の推計値を使用。
- <u>期日の割振り</u>について、<u>最長満期は6年として均等</u>、あるいは、<u>平均満期を3年以下</u>とする制約の下で金融機 関に委ねる両案を提示。

標準的手法の基本的考え方

検討における基本的な枠組みとして、<u>資産・負債両サイドを勘案し、資産と負債の金利リス</u>ク量のネットアウトを認める考え方。

- 有価証券(国債)のみならず貸出金も勘案
- 円のみならず <u>外貨も勘案</u>(金利 ショックシナリオの勘 案において通貨別の 金利水準を想定)

資産
・貸出金
(法人向け)
(住宅ローン)
・イ価証券
(国債)
(仕組債)
・・・負債
(普通預金)
(定期預金)
・・・
・・・

・イ価証券
(国債)
(仕組債)
・・・

○ 負債側において、 コア預金(流動性預 金のうち、実態として は引き出されることな く長期間滞留する預 金)も勘案

○資産・負債の把握において、経済価値アプローチ(現時点の資産・負債を対象に、そのキャッシュフローの現在価値の変化を把握)をベースとし、期間収益アプローチ(将来にわたる資産・負債を想定し、そのキャッシュフローのリスクを把握)も勘案される案も含まれる。

2柱案の概要

⇒ 現行の監督枠組みは維持しつつ監督対応を明確化・透明化。

市中協議では、標準的手法で計測された金利リスクの開示の義務付けの要否、について特に意見を求めている。

(1) 概要

- バーゼル委での議論の結果、現行の2柱の取扱いについて、(i) 資本への影響、(ii) 開示の強化、(iii) 当局間でのピアレビューの面から深化された案を開発。
- なお市中協議案においては、以下が明記されている。
 - 監督にあたっては、<u>比例原則(Proportionality)が含まれている</u>こと
 - <u>アウトライヤー基準を超過</u>すれば、<u>過大な金利リスクを抱えている可能性があると考えられる</u>(注:但し可能性にとどまり、実態的な判断は当局に委ねられているため、<u>機械的な資本積み増しの対象にならない</u>)。

(2) 市中協議案の内容

	今回の市中協議案(2柱案)
資本への影響	・アウトライヤー規制強化(CET1あるいはTier1を使用)
	<u>注:アウトライヤー基準を超過したとしても実際の判断は当局裁量</u>
	・内部モデルでの計測において、 <u>6シナリオの使用</u> を義務付け(1%のフロアを前提)
	・内部モデルに対する各国当局によるパラメーターの制限、監督上の検証プロセスを導入
	(・標準的手法の <u>計測義務付け</u>)
開示の強化	・金利リスク水準、主要な前提、金利リスクの定性的な評価
	・内部モデルを用いた、6シナリオに基づく定量的変化水準
	(・ <u>標準的手法の適用結果</u>)
ピアレビュー	・導入を検討

(参考)アウトライヤー基準 ~イメージ~

※アウトライヤー基準を超過すれば、過大な金利リスクを抱えている可能性があると考えられる



